

【保険金据置に関する約定】

（据え置いた保険金等の支払い）

第1条 据え置いた保険金等は、次のいずれかの理由により支払います。

1. 据置期間が満了したとき
2. 据置期間中に、支払いの請求があったとき
3. 第9条（重大事由による解除）により、この契約を解除したとき

（利息の計算）

第2条 1. 据え置いた保険金等に対する利息は、会社の定める利率で計算し、据置開始日の年単位の応当日のつど、据え置いた保険金等に繰り入れます。
2. 前項の利率は金融情勢の変化により事前に通知なく変更することがあります。
3. 据置開始日は、保険金等を会社が支払う日とします。
4. 会社の定める利率による利息を付ける期間は、据置期間満了日までとします。ただし、据置期間中に支払いの請求があったときは、支払日の前日までとします。（この場合、1年未満の期間については、日割りで利息を計算します。）

（請求手続き）

第3条 この約定にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。

1. 据え置いた保険金等の支払い
2. 契約内容の変更等

（支払時期・場所）

第4条 据え置いた保険金等は、利息とともに、請求日（必要書類が完備している前条の書類が会社に着いた日）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。

（譲渡・質入の禁止）

第5条 据え置いた保険金等は、会社の承諾なしに譲渡または、担保に供することはできません。

（受取人が死亡したとき）

第6条 据置期間中に受取人が死亡した場合、据え置いた保険金等は、受取人死亡時の相続人に支払います。この場合、相続人のうち代表者を1人定めることとし、その代表者は、他の相続人を代理するものとしません。

（受取人の住所等の変更）

第7条 1. 受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、受取人の住所または通信先を確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、受取人に着いたものとしします。

（据置きの更新）

第8条 据置期間満了後の更新の取扱いはいたしません。

（重大事由による解除）

第9章 受取人が、次のいずれかに該当するときは、会社はこの契約を将来に向かって解除することができます。

1. 反社会的勢力（※）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力（※）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力（※）を不当に利用していると認められること
4. 受取人が法人の場合、反社会的勢力（※）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
5. その他反社会的勢力（※）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（※）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。